



経理の窓 5月号

平成25年5月1日号

ゴールデンウィークは、夏仕様に模様替え。控えめな太陽に、初夏の日差しが待たれます。

今月の税務	法人税 地方税	: 3月決算法人の確定申告と納付 : 自動車税の納付
-------	------------	-------------------------------

消費税率の引上げに伴う経過措置

国税庁のホームページには、平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱について（法令解釈通達）・平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取り扱いQ&Aが、掲載されています。

施行日前後の取引に係る税率の適用関係についてまとめます。

《施行日前後の取引に係る消費税法の適用関係の原則》

改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、適用開始日以前に行われた資産の譲渡等、課税仕入及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率を適用することとされています。

施行日の前日（平成26年3月31日）までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等、課税仕入等であっても、施行日以後に行われるものは、経過措置を適用される場合を除いて、当該資産の譲渡等、課税仕入等について新消費税法が適用されます。

《仕入に係る対価の返還等、貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置》

●仕入に係る対価の返還等を受けた場合

施行日前の課税仕入で施行日以後に仕入に係る対価の返還を受けたものについては、旧税率が適用されます。

●納税義務の免除を受けないこととなった場合等

免税事業者が課税事業者になった場合又は課税事業者が免税事業者となった場合に、施行日前に課税仕入等を行った棚卸資産に係る調整計算は、旧税率が適用されます。

●売上に係る対価の返還等をした場合

施行日前に行った課税資産の譲渡等で施行日以後に売上に係る対価の返還をしたものについては、旧税率が適用されます。

●貸倒れに係る消費税額の控除等

施行日前に行った課税資産の譲渡等で施行日以後に貸倒れとなったものについては、旧税率が適用されます。

《平成25年3月決算から適用される法人税の税制改正事項》

平成24年4月1日以後に開始する事業年度から適用される法人税の改正事項をおさらいします。

1. 復興特別法人税が課税されます。平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内で最初に開始する事業年度開始の日から3年を経過するまでの期間に属する事業年度を課税事業年度として、復興特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税の10%の税率を乗じて計算した金額となります。
2. 法人税基本税率の引き下げ（中小法人の税率）
年800万円以下の金額は、15%に引き下げ、年800万円超の金額は、25.5%に引き下げ
3. 定率法の償却率が、定額法償却率の2.0倍に引き下げられました。
4. 寄附金の損金算入限度額の引き下げ
一般の寄附金の損金算入限度額について、資本金等の額の1000分の2.5相当額と所得金額の100分の2.5相当額との合計額の4分の1に引き下げられました。

《祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の概要》

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、個人（30歳未満の方に限る）が、教育資金に充てるため、金融機関との一定の契約に基づき、直系尊属（祖父母など）からの贈与により、教育資金口座の開設等をした場合には、信託受益権又は金銭等の価額のうち1500万円までの金額に相当する部分の価額について、金融機関等の営業所を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となる制度です。

《「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲の拡大》

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

